

幼稚園・保育所等の入園手続きについて

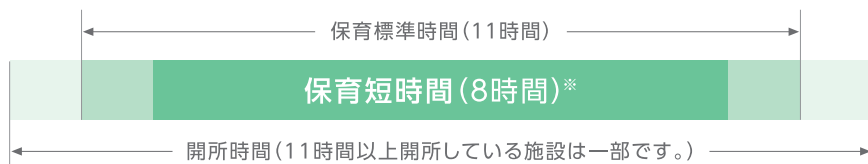
幼稚園・保育所などに入園するためには、「認定」を受けていただくことが必要です。

子どもの年齢や保護者の就労状況、利用を希望する施設に応じて下表の3つの認定区分に分けられ、認定区分に応じて利用できる施設が変わります。

認定区分	入園希望のお子さん		利用施設
1号認定	満3歳以上	保育を必要としない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		保護者の就労などで、保育を必要とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満	※保育の必要量によって 「保育標準時間」と 「保育短時間」に区分	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所

● 保育標準時間と保育短時間について

- ・「保育標準時間」、「保育短時間」のどちらの区分で認定されているかによって、利用できる時間が異なります。
- ・保育短時間(8時間)は、「保育短時間」認定のお子さんの利用可能な時間帯で、おおむね児童全員がそろって保育を受ける時間帯です。
- ・保育標準時間(11時間)は、保育短時間(8時間)を含む11時間で、「保育標準時間」認定のお子さんの利用可能な時間帯です。
- ・保育時間帯は、各保育所等で異なります。各保育所等にお問い合わせください。
(公立保育所:保育短時間8:15～16:15 まで、保育標準時間7:30～18:30まで)



※1日の生活リズムや保育カリキュラム、集団生活での育ちを考慮し、おおむね児童全員がそろって保育を受ける時間帯